

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	一関市 (03209)
地域名 (地域内農業集落名)	厳美地区 (【厳美】1区～4区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	157.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	157.3 ha
② 田の面積	138.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	18.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	13.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	21.9 ha
(参考)区域内における60才以上の農業者の農地面積の合計	24.4 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	9.7 ha
(備考) (参考)においては、法人、営農組合を除いた農業者の農地面積の合計	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地域に位置しており、担い手の平均が60歳を超えていることから、今後も離農者が増えることが想定されるため、宿地域、照井地域においては、基盤整備事業の実施について検討を行う。
 宿地域では現在、個人で加工用米(もち米)の系統外出荷を行っている農業者が複数おり、今後集落内で営農組織を立ち上げ営農組織にて集落として加工用米(もち米)の作付けを行う。
 全地域において、離農者が増えており、耕作放棄地の増加が懸念されることから引き続き中山間等直接支払交付金及び、多面的機能直接支払い交付金により農地の保全・管理を行う。
 また、厳美地区全体で鳥獣被害が多種多様になってきている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

宿地域においては、集落内で2～3年後に法人(仮称もちの里営農組合)を立ち上げ、加工用米(もち米)の系統外出荷を行う。また、基盤整備事業への実施も検討し将来にわたる農地利用に努める。
 照井地域においても、同様に基盤整備事業への実施の検討を行う。照井地区では引き続き水田を活用し、主食用米やりんどう作付けを行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積・集約を基本としつつ、担い手の農作業に支障のない範囲で多様な経営体へ農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	30	%	将来の目標とする集積率
			85 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理事業を活用して、担い手に対する農地の集積を進めるとともに、契約の更新時期を迎える際には、地域の話し合いの場を活用して、積極的な農地の集約化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
相対での契約から農地中間管理事業での貸借への切り替えを進め、担い手の経営意向を斟酌し、可能な範囲で集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
宿、照井地区においては、基盤整備事業の実施の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
JA、県などの関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を確保に努め、新規就農へつながった際には、栽培技術のサポートや活用可能な事業の情報提供など、定着に対する伴走支援を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
JAのライスセンターを利用し、米の調整、乾燥を行っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①イノシシやシカなどの鳥獣被害があるため、電気柵を設置していない農地においては設置を検討するとともに、他の手段の導入について検討を進める。				
③作業の効率化を図るため、スマート農業についてドローンや自動操縦システムなどの導入の検討をおこなう。				
⑦中山間直接支払交付金や多面的機能直接支払交付金を引き続き活用し、農地を保全し、耕作放棄地の発生防止を図る。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		水稻	5 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	1	
認農		水稻、飼料用米、牧草	0.1 ha	ha	水稻、飼料用米、牧草	0.1 ha	ha	2	
認農		水稻、りんどう、いちご	5 ha	ha	水稻、りんどう、いちご	11 ha	ha	3	
認農		花苗、果樹苗	1.7 ha	ha	花苗、果樹苗	1.7 ha	ha	4	
利用者		水稻	5.3 ha	ha	水稻	0.4 ha	ha	5	
利用者		水稻	4.7 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	6	
利用者		水稻	4.3 ha	ha	水稻	0.2 ha	ha	7	
認農		水稻	5 ha	ha	水稻	5 ha	ha	8	
認農		水稻	2.9 ha	ha	水稻	2.9 ha	ha	9	
認農		水稻	6 ha	ha	水稻	6 ha	ha	10	
認農		水稻	5.2 ha	ha	水稻	5.2 ha	ha	11	
認農		水稻	2.6 ha	ha	水稻	2.6 ha	ha	12	
認農		水稻、加工用米	3.8 ha	ha	水稻、加工用米	3.8 ha	ha	13	
認農		水稻	2.2 ha	ha	水稻	2.2 ha	ha	14	
集計	15経営体		0 ha	ha	加工用米	34.2 ha	ha	15	
			53.8 ha	0 ha		75.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JALいわて平泉	調整、乾燥	主食用米、加工用米、飼料用米

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

巖美地区地区地域計画目標地図

【凡例】

■ 地図上農地の番号と色
計画本体中、「4 地域内の農業を担
う者(10年後)目標地図上の表示」の番
号ごとに着色

■ 今後検討農地

